

教科用図書の採択に関する規程

平成 22 年 3 月 25 日
教育委員会告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町立小学校及び中学校における義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 3 章に基づく教科用図書の採択（以下「採択」という。）を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

(採択)

第 2 条 砥部町教育委員会（以下次条及び第 4 条において「教育委員会」という。）における採択は、義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定（昭和 47 年愛媛県教育委員会告示第 8 号）に規定する松前・砥部地区に属する教育委員会で構成する松前・砥部教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）において協議し、その結果に基づき行うものとする。

(共同事務の担任)

第 3 条 教育委員会は、協議会における事務を円滑かつ適正に行うため、教育委員会の委員及び教職員にその事務の一部を担当させるものとする。

(その他)

第 4 条 この告示に定めるもののほか、採択に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日教育委員会告示第 6 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 28 日教育委員会告示第 18 号）

この告示は、公表の日から施行する。